

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
千葉港他施工状況確認等補助業務 千葉港、東京湾内の対象工事現場(調査現場含む)及び調査職員が指定する場所 H31.4.1～R3.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	H31.4.1	一般財団法人 港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3-3-1	5010005002705	一般競争 (総合評価)	85,415,679	80,190,000	93.9%	
千葉港他発注補助業務 千葉港、東京湾内の対象工事現場(調査現場含む)及び調査職員が指定する場所 H31.4.1～R2.3.25 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	H31.4.1	一般財団法人 港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3-3-1	5010005002705	一般競争 (総合評価)	13,678,347	12,540,000	91.7%	
東京湾水質分析 東京湾内 H31.4.1～R2.3.23 測量・調査	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	H31.4.1	三洋テクノマリン(株) 東京都中央区日本橋堀留町1-3-17	2010001044539	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	5,096,645	4,081,000	80.1%	
東京湾浅場造成環境調査 千葉県富津市富津沖 H31.4.8～R1.10.11 測量・調査	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	H31.4.8	三洋テクノマリン(株) 東京都中央区日本橋堀留町1-3-17	2010001044539	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	18,514,347	15,378,000	83.1%	
令和元年5月分該当なし									
令和元年6月分該当なし									
令和元年7月分該当なし									
令和元年8月分該当なし									
令和元年9月分該当なし									
千葉港千葉中央地区土質調査 千葉県千葉市中央区中央港 R1.10.17～R2.2.7 測量・調査	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R1.10.17	千葉エンジニアリング(株) 千葉県千葉市美浜区稲毛海岸2-1-31	2040001004531	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	9,694,324	7,887,000	81.4%	

平成31年度

随意契約理由書

東京湾連続観測機器維持管理データ活用検討他業務

本業務は下記の理由により、いであ(株)と随意契約致したい。

記

東京湾は、膨大な人口を抱える首都圏でのさまざまな都市活動の負荷を大きく受けて富栄養化が進行し、従来、各種対策がとられたにもかかわらず水質改善がなかなか進んでいない。このため、東京湾再生推進会議は、「水質改善を通じた東京湾の再生」という目標のもと「東京湾再生のための行動計画」を策定した。その実施に当たり、東京湾の水環境の実態の適切な把握、環境モニタリングデータ等の一層の有効活用が必要となっている。しかし、東京湾の水質形成環境・生態系については未だ不明な点も多く残されているとともに、今後、地球温暖化等の影響が重なることにより一層複雑化する可能性が高い。このため、これまでの環境基準達成状況を指標にした現状及び長期的な水質変化の把握に加えて、東京湾の水環境・生態系への様々なストレス要因を出来るだけ包括的・多面的に評価するためのベースとなる環境モニタリングが重要となっている。

本業務は東京湾モニタリング研究会の提言を受け、東京湾の4箇所に設置したモニタリングポストについて海洋環境特性の観点からの観測データ活用検討、観測機器改善検討、補正データ及び年報の作成を行うものである。

本業務の結果は、モニタリングポスト観測活用の基礎資料となる他、今後の東京湾の再生に向けた総合的な海洋環境改善対策の推進を図るために必要となる環境情報である。これらは東京湾の水環境特性に対する幅広い知識が求められるため、簡易公募型プロポーザル方式によって技術提案を求め、優れた提案を行ったいであ(株)を特定した。

したがって、いであ(株)が本業務を円滑かつ適切に実施できると判断される。

よって、会計法第29条の3第4項により、いであ(株)と随意契約するものである。

令和元年度

千葉港湾

随意契約理由書

(件名) 千葉港千葉中央地区国際物流ターミナル再編事業検討業務

本件は、下記の理由により、株式会社ニュージェックと随意契約致したい。

記

千葉港千葉中央地区国際物流ターミナルの岸壁及び防波堤の予備設計並びに新規事業採択の整備効果の分析・評価を行うものである。

株式会社ニュージェックは、本業務実施に係る簡易公募型プロポーザル方式により提出された技術提案書及びヒアリング内容を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において最も優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、株式会社ニュージェックと随意契約致したい。

令和元年度

千葉港湾

随意契約理由書

(件名) 千葉港葛南中央地区岸壁(-10m)補修対策検討業務

本件は、下記の理由により、いであ株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、千葉港葛南中央地区岸壁(-10m)の現地調査及び補修対策の設計を行うものである。

いであ株式会社は、本業務実施に係る総合評価型プロポーザル方式により提出された技術提案書及びヒアリング内容を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において最も優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、いであ株式会社と随意契約致したい。

令和元年度

千葉港湾

随意契約理由書

(件名) 千葉港葛南中央地区海岸保全施設整備検討業務

本件は、下記の理由により、株式会社エコーと随意契約致したい。

記

千葉港葛南中央地区海岸保全施設における高潮浸水被害及び施設改良の検討並びに現地調査計画の立案を行うものである。

株式会社エコーは、本業務実施に係る簡易公募型プロポーザル方式により提出された技術提案書及びヒアリング内容を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において最も優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、株式会社エコーと随意契約致したい。

平成 3 1 年度

千葉港湾随意契約理由書

(件名) 土地使用料 (富津市新富)

本件は、下記の理由により、日本製鉄株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、東京湾富津沖において実施する東京湾浅場造成工事において使用する土砂の混合及び仮置きのために必要なヤードの借上を行うものである。

東京湾浅場造成工事は、東海旅客鉄道株式会社が実施する陸上工事から発生する建設発生土を有効活用し、富津沖に存在する窪地を埋戻すものであるが、埋戻し前に受入れた建設発生土を粒度調整し、その品質を確認する必要があることから、土砂の混合場所及び仮置き場所が必要となる。

用地の選定にあたっては、土砂の混合及び仮置きのために十分な広さを有していることのほか、海上運搬のため、作業船が接岸可能な岸壁を有している又は近接していることが望ましい。また、周辺生活環境への影響を鑑み、住宅等が隣接していないことに加え、土砂運搬等に供する工事車両が市街地の交通を阻害しない立地条件が求められる。これらの条件を満たす用地につき、港湾管理者である千葉県と調整を行ったが、公共岸壁では確保できないとの結果になった。

上記の結果を受け、千葉県周辺で利用できる土地を調査したところ、これらの条件を満たす土地は日本製鉄株式会社が所有する当該土地のみであったため、会計法第 2 9 条の 3 第 4 項により、日本製鉄株式会社と随意契約したい。

令和元年度

千葉港湾

随意契約理由書

(件名) 土地使用料 (富津市新富) (その2)

本件は、下記の理由により、日本製鉄株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、東京湾富津沖において実施する東京湾浅場造成工事において使用する土砂の混合及び仮置きのために必要なヤードの借上を行うものである。

東京湾浅場造成工事は、東海旅客鉄道株式会社が実施する陸上工事から発生する建設発生土を有効活用し、富津沖に存在する窪地を埋戻すものであるが、埋戻し前に受入れた建設発生土を粒度調整し、その品質を確認する必要があることから、土砂の混合場所及び仮置き場所が必要となる。

用地の選定にあたっては、土砂の混合及び仮置きのために十分な広さを有していることのほか、海上運搬のため、作業船が接岸可能な岸壁を有している又は近接していることが望ましい。また、周辺生活環境への影響を鑑み、住宅等が隣接していないことに加え、土砂運搬等に供する工事車両が市街地の交通を阻害しない立地条件が求められる。これらの条件を満たす用地につき、港湾管理者である千葉県と調整を行ったが、公共岸壁では確保できないとの結果になった。

上記の結果を受け、千葉県周辺で利用できる土地を調査したところ、これらの条件を満たす土地は日本製鉄株式会社が所有する当該土地のみであったため、会計法第29条の3第4項により、日本製鉄株式会社と随意契約したい。

令和元年度

千葉港湾

随意契約理由書

(件名) 千葉港油吸着材他購入

本件は、下記の理由により、添田商工株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、清掃兼油回収船「べいくりん」の油回収業務に必要な物品を調達するものである。

10月13日に発生した、台風19号が原因とみられる川崎市東扇島沖の貨物船沈没による浮遊油回収に清掃兼油回収船「べいくりん」(以下「本船」)が出動し、油回収業務を実施したが、回収油量が多く吸着材等の在庫が不足し油回収作業に支障が生じた。

そのため、緊急的に本船の基地港が所在する横浜市を含めた神奈川県内で過去に船舶用品の取引のある複数社に仕様書の条件で見積依頼を行ったところ、添田商工株式会社が唯一対応可能であった。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、添田商工株式会社と随意契約致したい。